

介護職員初任者研修

内容

高齢化が進む中、多種多様化している介護ニーズに対応できる知識や技術を有する介護職員を養成することを目的としています。

研修内容は、講義・演習を中心に必要に応じて実習を組み入れます。

研修内容

- ①職務の理解(6)
- ②介護における尊厳の保持自立支援(9)
- ③介護の基本(6)
- ④介護・福祉サービスの理解と医療との連携(9)
- ⑤介護におけるコミュニケーション技術(6)
- ⑥老化の理解(6)
- ⑦認知症の理解(6)
- ⑧障がいの理解(3)
- ⑨こころとからだのしくみと生活支援技術(75)
- ⑩振り返り(4)



◆合計130時間(カッコ内は研修時間)

受講対象者

市内における訪問介護に従事しようとしている方や在宅・施設を問わず介護の業務に従事しようとしている方。

費用

受講料35,000円(そのほかテキスト代等の実費がかかります。)

研修修了の認定

全科目を履修後、知識・技術の習得度を評価します。(原則として欠席は認められません。)

最終講義日に筆記試験を行い、合格点に達した受講生は研修修了を認定し、修了証書を交付します。

申し込み

広報にて募集広告を掲載します。

所定の期間内に申込書を当協議会に提出してください。

*なお、当協議会事業計画により実施しない場合もあります。

*また、費用(受講料)がかわることもあります。

公益事業

介護保険事業(訪問介護・介護予防訪問介護・居宅介護支援)

目的

当協議会では、高齢者や介護を必要とされる方が、できる限り住み慣れた地域で本人の望んだ生活ができるよう支援します。また、そのために事業所で各種介護保険サービスを実施しております。お気軽にご相談ください。

利用できる方

介護保険制度により、「要介護認定」または「要支援認定」を受けた方で、寝たきりや病気・認知症などで日常生活に介護や支援が必要とされる人です。

事業所内容

①居宅介護支援

介護支援専門員(ケアマネージャー)が居宅介護サービス計画(ケアプラン)等や介護保険に関する相談をうけます。

②訪問介護

訪問介護員(ホームヘルパー)が自宅へ訪問し、身体介護(食事介助・排泄介助等)や生活援助(買い物・掃除等)のサービスを提供します。

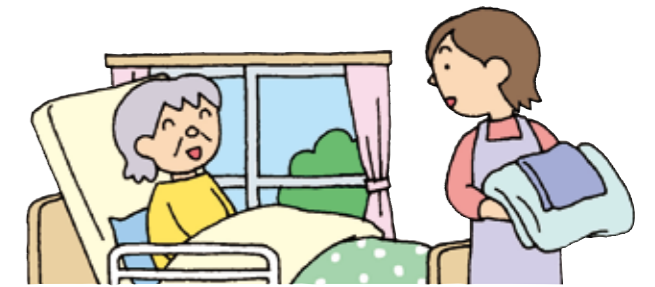
利用日時

①居宅介護支援

月曜日～金曜日 8時30分～17時15分(土曜日・日曜日・国民の祝日・年末年始は除く)

②訪問介護

日曜日～土曜日 8時00分～18時00分まで(年末年始は除きます。)



費用

①居宅介護支援

居宅介護サービス計画(ケアプラン)作成料の自己負担はありません

②訪問介護

- | | |
|----------------------------|--------------------|
| ①生活援助サービス……20分以上45分未満▶191円 | ③介護予防訪問介護 |
| ②身体介護サービス……1時間▶404円 | 1)週1回程度の利用……1,226円 |
| *原則として利用した料金の1割を負担いただきます | 2)週2回程度の利用……2,452円 |
| *平成26年4月1日現在の料金です | 3)週3回程度の利用……3,889円 |

申し込み等

相談・依頼があった場合には事業所職員が訪問してお話を伺います。当協議会へお問い合わせください。